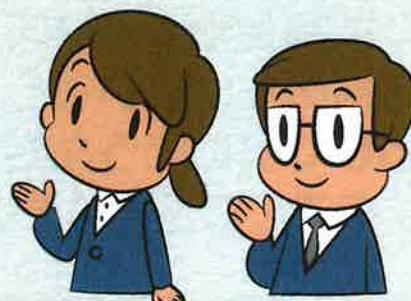


# 保険税の納付は口座振替が便利です!

## 口座振替にすれば

納期のたびに金融機関に行く必要がありません。  
自動的に払い込まれるので、納め忘れることがあります。一度手続きをすれば、毎年度自動的に更新されます。



## 口座振替にするには

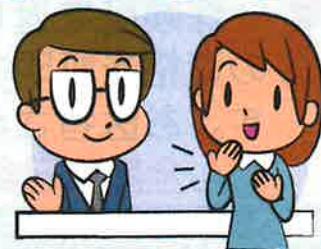
- 納税通知書
- 預金通帳
- 印かん（通帳届け出印）



を持って、市区町村指定の金融機関で手続きをしてください。

## どうしても納められない場合はお早めにご相談ください

災害などの特別な事情により保険税を納めることができない場合は、減額や分割納付などができる場合があります。滞納のままにしないで、お早めに国保担当窓口にご相談ください。



国保では、みなさんに納めていただいている保険税を次のことを使っています。

療養の給付

入院したときの食事代

出産育児一時金の支給

高額療養費の支給

など

みんなが病気やけがをしたときに安心してお医者さんにかかることができるのは、国保加入者一人ひとりが保険税を納めているからです。これからも保険税の納付にご協力をお願いします。

# 国保に加入する人はこんな人

- 自営業
- 農業や漁業を営む人
- アルバイト
- 退職して職場の健康保険をやめた人
- 3ヶ月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人（医療滞在ビザで入国した人、観光・保養目的の在留資格を持つ人などは除く）



## こんなときは国保に加入します

こんなとき	届け出に必要なもの
●いずれの場合も、マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類は必要です。	
転入してきたとき	印かん、転入前の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード

このようなときには、14日以内に忘れずに国保担当窓口に届け出をしてください。

## 加入の届け出をしないと

加入の届け出をしないと、保険証がないため、その間にかかった医療費は全額自己負担となってしまいます。

また、健康なのに保険税(料)を納めるのは損だから、病気になってから加入の届け出をすればいいと思っても、**保険税(料)は国保の資格を得た月の分から納めなくてはなりません**。あとで国保の資格を得た月からの保険税(料)を納めなければならず、届け出を遅らせても得なことはありません。

国保の資格を得たら、必ず届け出しましょう。



## 口座振替にしましょう

保険税(料)の納付を口座振替にすれば、納め忘れの心配がなく、簡単、便利です。一度手続きをすれば、翌年度からも自動的に更新されます。

●納税通知書  
(納付通知書)



●預金通帳



●印かん  
(通帳届け出印)



上記のものを持って、市区町村指定の金融機関で手続きをしてください。

# 国保をやめるとき

こんなとき	届け出に必要なもの
● いずれの場合も、マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類は必要です。	
転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険に加入するとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
生活保護を受け始めたとき	印かん、保険証、在留カード
外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード

このようなときには、14日以内に忘れずに国保担当窓口に届け出をしてください。



就職して職場の健康保険に加入した場合、加入の手続きは職場で行われますが、国保をやめる届け出は行われません。**必ず国保担当窓口へやめる届け出をしてください。**

やめる届け出をしないと、国保に加入したままの状態で扱われます。このため職場の健康保険の保険料と、国保の保険税(料)を二重に支払ってしまうこともあります。また、職場の健康保険に加入したあと、手元にある国保の保険証を使って医療機関にかかると、国保が負担した医療費分を返還していただくことになります。

## 外国籍の人が帰国して国保をやめるとき

外国籍の人が短期の一時帰国でなく、帰国して国保をやめるときにも国保担当窓口への届け出が必要です。保険税(料)の過不足の清算も行われます。



## 75歳になって後期高齢者医療制度に加入するとき

75歳になって国保から後期高齢者医療制度に移行する場合は、自動的に手続きされるため、国保をやめる届け出は必要ありません。

